指標連動有価証券等組入型ＥＴＦに係る管理体制等に関する報告書

2026 年 11 月 13 日

株式会社東京証券取引所
　代表取締役社長　横山 隆介　殿

管理会社名　大和アセットマネジメント株式会社
代表者の
役職氏名　代表取締役社長　佐野　径

次に掲げるＥＴＦは有価証券上場規程第１００１条第１３号に規定する指標連動有価証券等組入型ＥＴＦに該当することから、そのカウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等、組入有価証券及び組入債権の別の資産への迅速な切り替えを行う体制並びに非清算店頭デリバティブ取引の証拠金の適切な管理に係る態勢について、以下のとおり報告いたします。

※　本報告書の「カウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等」における「カウンター・パーティー等」とは以下の者をいいます。

- 投資信託財産等に組み入れる特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券の発行者及び保証者（保証者については保証者がある場合に限る。）
- 投資信託財産等に組み入れる特定の指標に連動する投資成果を目的として締結された特定の者との契約に係る権利（法第２条第２２項に規定する店頭デリバティブ取引に係る権利、商品投資等取引に係る権利又は投資信託法施行令第３条第７号に掲げる金銭債権に限る。）の当該契約の相手方及び保証者（保証者については保証者がある場合に限る。）

１．対象となるＥＴＦ

コード	銘柄名	投資対象（※）
683A	iFreeETF FANG＋レバレッジ（OTC スワップ型）	ＯＴＣスワップ契約に係る権利

※　リンク債やＯＴＣスワップ契約に係る権利など、主となる投資対象を記載してください。

２．カウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等について

（１）組入有価証券又は組入債権の権利の内容及びカウンター・パーティー等の概要
（組入有価証券又は組入債権の権利の内容の概要）

当ファンドは、ソシエテ・ジェネラルとの間で、NYSE FANG+（配当込み、円ベース）2 倍レバレッジ指数（以下「対象指数」といいます。）に連動する投資成果を得ることを目的として、担保付スワップ取引を締結します。

（カウンター・パーティー等の概要）

カウンター・パーティー等の名称	区分	概要
Societe Generale	相手方	所在地： 29 Boulevard Haussmann, 75009 Paris, France

		代表者： Slawomir Krupa, Chief Executive Officer 主な事業内容：法人向け銀行業務、投資銀行業務、株式・債券・デリバティブ取引等

（2）カウンター・パーティー等の選定基準及びその適合状況

当社は、「取引業者信用リスク管理規程」に基づき、適格取引業者として選定された取引業者の中から、カウンター・パーティーの信用力、取引条件その他の事情を総合的に勘案し、取引先を選定します。具体的には、「取引業者信用リスク管理規程」第6条において、評価日から清算までの期間が1年以下の取引について、原則として長期格付がBBB-以上であるか、又は短期格付がA-3以上であり、かつ信用格付会社1社以上からBB+以下の格付を付与されていない取引業者を適格取引業者としております。また、評価日から清算までの期間が1年を超える取引についても、規程に定める要件を満たす取引業者を適格取引業者としております。

本ファンドのカウンター・パーティーであるソシエテ・ジェネラルは、Moody's A1、S&P A、Fitch A+の格付を有しており、当社規程に定める信用力に係る基準を満たしていることに加え、過去の取引実績、取引執行能力、担保授受を含む事務処理体制及び担保管理体制等を総合的に検証した結果、本件スワップ取引の相手方として適切であると判断しています。

（3）カウンター・パーティー等の財務状況等に係る管理体制

ファンドマネージャー（ベータ・ソリューション運用部）は、カウンター・パーティーの信用状況を継続的にモニタリングします。

リスクマネジメント部は、独立した立場として、「取引業者信用リスク管理規程」に基づき、カウンター・パーティーの信用状況および取引業者信用リスクの管理状況をモニタリングします。具体的には、Societe Generaleが公表する財務情報（年次報告書、半期財務報告書、Pillar 3 Report等）をもとに、債務超過の有無、自己資本および流動性の状況等を確認します。また、証拠金に係る分散投資規制の遵守状況を確認し、ファンドマネージャー（ベータ・ソリューション運用部）における管理を牽制します。

なお、本ファンドに係る管理体制については、基本計画書に定めます。

（4）カウンター・パーティー等の財務状況等の著しい悪化が明らかになった場合における投資信託財産等の毀損の可能性を軽減させるための措置及び毀損が生じた場合の対応に係る体制

弊社では、「信用リスク管理規程」および「取引業者信用リスク管理規程」に基づき、組織的なリスク管理体制を構築しております。

また、個別ファンドごとの運営方針を定める「基本計画書」において、カウンター・パーティーの信用悪化時の対応方針や代替手段への切替えに関する運営方針を定めております。加えて、本ファンドのスワップ取引については、取引相手方との間でISDA Master AgreementおよびCredit Support Annex（CSA）を締結し、当該CSAに基づき、スワップ取引の時価に応じて変動証拠金（Variation Margin）を授受するとともに、変動証拠金とは別個の担保としてIndependent Amountを設定することにより、カウンター・パーティーに対する信用エクスポージャーの管理を行ないます。変動証拠金に係る事務については三井住友信託銀行に委託し、必要証拠金額および担保評価額の算出、取引相手方とのマージンコール等を行う態勢を整備しております。

カウンター・パーティーの信用格付けが当社所定の基準を下回った場合、信用格付けにかかわらず財務状況の著しい悪化が認められた場合、その他契約の履行に重大な懸念が生じた場合には、速やかに関係部署へ情報を共有し、カウンター・パーティーの変更を検討および実施します。

カウンター・パーティーの変更を行なう場合は、関係部署の協議の上、社内規程および基本計画書に定める手続に従い、必要な決裁を行います。

カウンター・パーティーの変更以外の措置・対応策としては、速やかにFANG+インデックス・マザーファンドおよびFANG+先物取引を用いることで株式エクスポージャーを純資産のおおむね2倍、FANG+インデックス・マザーファンド、先物証拠金および為替予約取引を用いることで為替エクスポージャーを純資産のおおむね2倍となるようなポジションを構築し、期待されるリターンを提供することを目指します。

（5）カウンター・パーティー等に関する情報の配信に係る体制（情報の配信方法等）

ソシエテ・ジェネラルの財務状況や信用格付の情報は、下記で開示されています。

Publications & documents - Société Générale

3．組入有価証券及び組入債権の別の資産への迅速な切り替えを行う体制

弊社では、「信用リスク管理規程」および「取引業者信用リスク管理規程」に基づき、組織的なリスク管理体制を構築しております。

また、これらの上位規程に基づき、個別ファンドごとの運営方針を定める「基本計画書」において、カウンター・パーティーの信用悪化時の対応方針や代替手段への切替えに関する運営方針を定めております。

＜基本計画書　該当箇所抜粋＞

■担保付スワップ取引のカウンター・パーティーの変更について

東証上場基準（OTC デリバティブ取引に係るカウンター・パーティーの信用悪化時に代替手段へ迅速に切り替える体制の整備）への対応として、ファンドマネージャーおよびリスクマネジメント部は、担保付スワップ取引のカウンター・パーティーの信用状況について継続的なモニタリングを行う。

カウンター・パーティーが適格取引業者の基準（長期格付 BBB－以上または短期格付 A－3 以上であり、かつ信用格付会社のいずれからも BB＋以下の格付を付与されていないこと）を満たさなくなるおそれが認められた場合には、リスクマネジメント部は速やかにベータ・ソリューション運用部、トレーディング部、運用企画部および商品企画部へ報告する。

その後の業者変更その他必要な対応については、ベータ・ソリューション運用部、リスクマネジメント部、トレーディング部および商品企画部の協議を経て、基本計画書変更稟議により決裁を行う。

カウンター・パーティーの変更が必要と判断した場合、当社の選定基準を満たし、かつ、本ファンドが必要とする担保付スワップ取引の提供が可能な複数の取引業者から取引条件を取得します。取得した取引条件は、関係部署で総合的に検討し、代替業者を選定します。

代替業者との契約締結および取引開始に必要な社内手続を速やかに行なうとともに、既存の担保付スワップ取引の一部または全部を終了し、代替業者との担保付スワップ取引へ切り替えます。切替えに際しては、既存取引の終了時期と新規取引の開始時期を調整すること等により、対象指数との乖離を可能な限り抑制します。

当社は、複数の取引業者に対して担保付スワップ取引に係る引合いを行い、代替取引の提供可能性、契約締結および事務処理体制等を確認することにより、必要時に切り替えを行なうことが可能と考えております。

４．非清算店頭デリバティブ取引の証拠金の適切な管理に係る態勢

本ファンドは、信託金限度額を 1,500 億円とし、当初証拠金規制の規制対象とならないよう、非清算店頭デリバティブの想定元本額を管理いたします。信託金はリスクマネジメント部において日次でモニタリングし、信託金限度額に近接した場合には、信託金の追加受入れ停止等の必要な対応を行ないます。また、関係法令上必要となる場合には、所要の管理体制の整備を行ないます。

変動証拠金の管理については、本ファンドの非清算店頭デリバティブ取引の相手方との間で ISDA Master Agreement および Credit Support Annex（CSA）を締結し、当該 CSA に基づき変動証拠金（Variation Margin）の授受を行います。

変動証拠金に係る事務については三井住友信託銀行に委託しており、取引相手方ごとに、非清算店頭デリバティブ取引の時価および授受済みの変動証拠金の担保評価額を日次で確認し、法令、監督指針および CSA に基づき必要証拠金額を算出します。その算出結果に基づき、変動証拠金の追加授受または返還が必要となる場合には、取引相手方との間でマージンコールを行い、CSA に定める期限に従い変動証拠金を授受します。また、取引相手方から変動証拠金の預託または返還の求めを受けた場合にも、内容を確認のうえ、同様に対応します。

三井住友信託銀行への委託業務には、時価評価・検証、必要証拠金額および担保評価額の算出、マージンコールの授受、担保授受ならびに計算結果等に相違が生じた場合のディスピュート対応等が含まれております。弊社は、三井住友信託銀行からマージンコール予想額等の連絡を受け、その内容を確認・了承したうえで、同社が取引相手方とのマージンコールを行う態勢としており、これにより変動証拠金の管理状況を確認します。

Minimum Transfer Amount（MTA）は、双方について 1,000 万円に設定しております。必要な変動証拠金の授受額がMTA以上となった場合には、CSAに基づきマージンコールおよび担保授受を行います。MTA については、未担保となる信用エクスポージャーを限定しつつ、少額の担保授受を反復することによる事務負担も勘案して設定しております。

変動証拠金として授受可能な担保資産は日本円の現金のみとしております。したがって、有価証券その他の資産について担保評価を行うことはなく、また、異通貨による担保授受を行わないため、変動証拠金に係る為替変動リスクは生じません。受領した変動証拠金については、CSA および信託財産の管理に係る所定の手続に従い管理します。

以上の変動証拠金の管理・運営体制については、「業務委託契約書」および「Service Level Agreement」において定めております。

（※）本報告書に記載した内容について、管理会社又は投資信託財産等に組み入れている投資信託等の管理会社において整備されなくなる可能性を把握した場合は、前広に当取引所にご連絡ください。

以　上